

## 平成 31 年度 障害馬術競技会規程 主な改定部分

FEI 規程の改定に伴い、障害馬術競技会規程を下記の通り改定いたしますので、ご留意ください。下線部が 変更/追加 部分です。

### 第 203 条 ベル

1. ベルは選手とのコミュニケーション手段である。競技場審判団のメンバー1 名がベルを担当し、この使用に責任を負う。ベルは次の場合に使われる：
  1. 1 コースの準備が終わり、選手に下見のためアリーナ入場を許可すること（第 202 条 1 を参照）と下見終了を伝える。
  1. 2 スタートの合図を送り、アリーナに隣接して設置されたスコアボードのタイム表示装置、あるいはこれに代わる表示装置にて 45 秒のカウントダウンを開始する。45 秒のカウントダウンは選手が走行開始前に使える時間を示す。予期できぬ状況が発生した場合は、競技場審判団にこの 45 秒カウントダウンを中断する権限がある。スタートの合図から人馬のコンビネーションが正方向からスタートラインを通過するまでに生じた不従順などの偶発事例は減点されない。（第 235 条 3 を参照）しかし人馬コンビネーションが競技アリーナに入場した時点からスタートライン通過までのいかなる時点でも、落馬および／または人馬転倒があった場合は、走行開始の合図が出されていたか否かにかかわらず、同コンビネーションは当該ラウンドあるいは当該競技に出場することは認められず、しかるべくベルを鳴らす必要がある。

### 第 224 条 落馬および人馬転倒

3. いかなる時点でも、競技アリーナ、練習馬場、あるいは競技会場のその他の場所で選手の落馬／人馬転倒があった場合、その選手および／または馬は各々、競技会メディカルサービスや獣医師団長（公認競技会においてはオフィシャル獣医師）から許可を受けなければ、当該競技会で次のラウンドあるいは次の競技に出場できない。

### 第 235 条 過失

3. スタートの合図が出てから選手／馬コンビネーションが正しい方向でスタートラインを通過するまでに発生した不従順は減点されない。しかし人馬コンビネーションがアリーナに入場してから、走行開始の合図後にスタートラインを正しい方向で通過するまでに選手の落馬および／または人馬転倒が生じた場合、当該コンビネーションはそのラウンドあるいは競技に出場できない。さらにいかなる時点でも競技アリーナで選手の落馬／人馬転倒があった場合は、走行開始の合図の有無にかかわらず、その選手および／または馬は各々、競技会メディカルサービスや獣医師団長（公認競技会にお

いてはオフィシャル獣医師) から許可を受けなければ、当該競技会で次のラウンドあるいは次の競技に出場が認められない。(第224条3参照)

4. フィニッシュライン通過後の選手の落馬/人馬転倒は失権とならない。しかしフィニッシュライン通過後の落馬/人馬転倒については以下を適用する：
  - 4.1 ジャンプオフを即時行う競技にて、フィニッシュライン通過後に選手の落馬/人馬転倒があった場合、当該選手/馬コンビネーションはジャンプオフからは失権となり、ジャンプオフを出場辞退、棄権あるいは失権した最下位選手と同順位となる。当該人馬は各々、競技会メディカルサービスや獣医師団長（公認競技会においてはオフィシャル獣医師）から許可を受けなければ、当該競技会でそれ以降の競技に出場が認められない。
  - 4.2 (即時には行わない) ジャンプオフを伴う競技にて、フィニッシュライン通過後に選手の落馬/人馬転倒があった場合、あるいは2回走行競技の第1ラウンドのフィニッシュライン通過後に落馬/人馬転倒があった場合、当該選手/馬コンビネーションは各々、競技会メディカルサービスや獣医師団長（公認競技会においてはオフィシャル獣医師）から許可を受けなければ、ジャンプオフあるいは第2ラウンドに出場が認められない。
  - 4.3 ジャンプオフでフィニッシュライン通過後に選手が落馬した場合、あるいは人馬コンビネーションがジャンプオフへの出場資格がなく初回ラウンドのフィニッシュライン通過後に選手が落馬した場合、もしくはジャンプオフのない競技でフィニッシュライン通過後に選手が落馬した場合、当該選手および/または馬は各々、競技会メディカルサービスや獣医師団長（公認競技会においてはオフィシャル獣医師）から許可を受けなければ、当該競技会でそれ以降の競技に出場が認められない。

#### **第247条 ジャンプオフあるいは第2ラウンドでの失権もしくは出場辞退**

1. ジャンプオフあるいは第2ラウンドで失権もしくは棄権した選手/チームは、ジャンプオフ/第2ラウンドの最下位となり同順位とする。
2. 競技場審判団の許可を得てジャンプオフへの出場を辞退した選手は、いかなる場合もジャンプオフで失権した選手、あるいはコース走行中に棄権した選手と同順位となる。

## 第256条 服装、ヘッドギア、敬礼

### 1. 服装

- 1.5 民間人は所属 NF の承認した服装、ジャケット（競技用ジャケットの色は指定なし；襟はジャケットと同色かあるいは他の色でも良い）、白または淡黄褐色の乗馬ズボン、黒または茶色の長靴の着用が求められる。他の暗色の長靴も JEF の判断で認められる場合がある。長靴は踵付きでなければならない。シャツは長袖でも半袖でもよいが、白の襟付きであること；長袖シャツの場合は白い袖口が必要である。白いタイあるいはチョーカーを着用しなければならない。ジャケットを着用しない場合（天候による例外については第 256 条 1.3 参照）は袖付きシャツを着用しなければならない；長袖も半袖も許可される。（JEF）
- 1.10 イヤフォンおよび／または電子通信機器を障害馬術競技中に着用することはできない。疑念を避けるために記すと、選手、グルームあるいはその他の人物は、アリーナ以外であれば片耳にイヤフォンを装着することはできる。